

第 69 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日 時	令和 7 年 3 月 1 2 日 (水)
	午後 2 時 0 0 分
場 所	大阪市役所 P 1 階 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第69回）

1. 開催日時 令和7年3月12日（水）午後2時00分～3時34分
2. 開催場所 大阪市役所 P1階 共通会議室
3. 出席者

委員（敬称略）

委員長 中 嶋 節 子

委員長代理 岡 井 有 佳

委員 黒 坂 則 子

清 水 陽 子

高 岡 伸 一

福 田 知 弘

松 島 格 也

山 口 敬 太

事務局（計画調整局） 山 田 計画調整局長

荒 木 計画部長

辻 都市景観担当課長

相 本 都市景観担当課長代理

鈴 木 デザイン施策担当課長代理

高 橋 都市計画課（都市景観）担当係長

古 家 都市計画課（都市景観）担当係長

伊 達 都市計画課（都市景観）担当係員

樋 口 都市計画課（都市景観）担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 大阪市景観読本の変更について

(2) 都市景観資源について

(3) その他

3 閉 会

〔配付資料〕

議題（１）大阪市景観読本の変更について

○資料１ 大阪市景観読本の変更について（概要）

○資料１－１－１ 大阪市景観読本変更案（景観計画区域の追加（まちなみ創造区域の創設））

○資料１－１－２ 大阪市景観読本変更案（「御堂筋とその沿道」を『大阪を代表するエリア』へ位置づけ）

○資料１－１－３ 大阪市景観読本変更案（道路と沿道が一体となった御堂筋の景観誘導）

○資料１－２－１ 大阪市景観読本変更案（一時広告物の取扱い）

○資料１－２－２ 大阪市景観読本変更案（景観重要建造物）

○資料１－２－３ 大阪市景観読本変更案（地域ルールの事例）

５．議事の概要

○事務局（相本）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第６９回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部都市景観担当課長代理の相本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、公開の議題がございましたが、傍聴、報道共ご参加ございませんでした。

本日の都市景観委員会には、委員１１名中８名のご出席をいただいておりますので、大阪市都市景観委員会運営要綱第２条３項の規定により、本委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、黒坂委員、清水委員、山口委員におかれましては、運営要綱の規定に基づき事前に委員長のご承認をいただきましたので、ウェブ会議の方法で本委員会にご参加いただいております。ウェブ会議でのご参加にあたりましては、マイクはオフにいただき、ご発言される際のみオンにさせていただきますようよろしくお願いいたします。ご発言の際は、手を挙げていただきますと、事務局から委員長へお伝えいたします。委員長の許可を得た後、マイクをオンにして、氏名からご発言いただきますようお願いいたします。

なお、本日は、第１３期都市景観委員会改選後、初めての委員会開催となりますので、

最初に委員の皆様方を事務局よりご紹介させていただきます。お手元の次第の裏面、名簿に沿いましてご紹介させていただきます。

なお、オンラインでご出席の委員の皆様におかれましては、ご紹介の後、一度マイクをオンにしてお返事いただきますようお願いいたします。ご紹介の後は、再度マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、京都大学大学院人間・環境学研究科、中嶋委員でございます。

○中嶋委員長

中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

中嶋委員におかれましては、大阪市都市景観規則第19条第1項の規定に基づき、あらかじめ委員皆様の互選により委員長にご就任いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、立命館大学理工学部環境都市工学科、岡井委員でございます。

○岡井委員

岡井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

岡井委員におかれましては、同規則19条3項の規定に基づき、委員長より委員長職務代理者にご指名がございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、同志社女子大学生活科学部人間生活学科、麻生委員でございます。本日は所用のためご欠席です。

続きまして、同志社大学法学部、黒坂委員でございます。

○黒坂委員

黒坂でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

よろしくお願いいたします。

続きまして、関西学院大学建築学部建築学科、清水委員でございます。

○清水委員

清水です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

よろしくお願いいたします。

近畿大学建築学部、高岡委員でございます。

○高岡委員

高岡です。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

大阪公立大学大学院農学研究科、武田委員でございます。本日は所用のためご欠席されております。

大阪大学大学院工学研究科、福田委員でございます。

○福田委員

福田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

続きまして、和歌山大学観光学部観光学科、堀田委員でございます。本日はご欠席されております。

続きまして、京都大学防災研究所、松島委員でございます。

○松島委員

松島でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

京都大学大学院地球環境学堂、山口委員でございます。

○山口委員

山口です。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

計画調整局長、山田でございます。

○事務局（山田）

山田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

計画調整局計画部長、荒木でございます。

○事務局（荒木）

荒木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

計画部都市景観担当課長、辻でございます。

○事務局（辻）

辻でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

デザイン施策担当課長代理、鈴木でございます。

○事務局（鈴木）

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

続きまして、都市景観担当係長、高橋でございます。

○事務局（高橋）

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

同じく、担当係長、古家でございます。

○事務局（古家）

古家です。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

都市景観担当の伊達でございます。

○事務局（伊達）

よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

都市景観担当の樋口でございます。

○事務局（樋口）

樋口です。よろしくお願いいたします。

○事務局（相本）

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会は原則公開ですが、公開することが適当でないと認められる事項を審議する場合は、審議会等の設置及び運営に関する指針の規定に基づき非公開とさせていただきます。

本日は、議題（１）につきましては公開、議題（２）につきましては同指針第7の1の1、ア及びイの規定に、また、議題（３）につきましては、同指針第7の1の1のエの規

定に該当しまして、事前に委員長の承認をいただきまして非公開での審議とさせていただいております。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。

ウェブでご出席の委員の皆様には事前にメールでお送りしております。ご確認のほうお願いいたします。

まず、資料一番上は、議事次第、委員名簿、配席図をとじたものでございます。続きまして、公開の議題であります議題（１）関係です。大阪市景観読本の変更についての資料でございます。クリップ留めの資料です。資料１は「大阪市景観読本の変更について（概要）」、A３横の１枚物です。次に、資料１－１－１から１－２－３は、景観読本の変更箇所を抜粋したものになりまして、全てA４縦の資料となります。１－１－１が「景観計画区域の追加（まちなみ創造区域の創設）」、１－１－２が「「御堂筋とその沿道」を『大阪を代表するエリア』へ位置づけ」、１－１－３が「道路と沿道敷地が一体となった御堂筋の景観誘導」、御堂筋道路空間再編整備ガイドラインの景観計画への関連づけ、資料１－２－１は「一時広告物の取扱い」、１－２－２は「景観重要建造物」、１－２－３は「地域ルールの事例」となります。参考としまして、机の上に都市景観委員会資料綴を置いてございます。

議題（１）に関する資料は以上でございます。不足がございましたら、審議中でも構いませんので事務局までお申しつけください。

それでは、これからの議事進行につきましては、中嶋委員長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○中嶋委員長

それでは、早速ですけど議事に入ります。

その前に、当委員会については運営要綱第４条第３項に基づきまして議事録署名人を指名することとなっております。名簿の順番ということで、本日につきましては、私と岡井委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

そうしましたら、１つ目の議事、大阪市景観読本の変更について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（辻）

都市景観担当課長の辻でございます。

議題（１）大阪市景観読本の変更についてご説明いたします。

資料1、大阪市景観読本の変更（概要）をご覧ください。

大阪市では、事業者等が大阪市景観計画に沿って計画・設計を進める際にご利用いただくため、大阪市景観計画をより具体的に解説いたしました大阪市景観読本を作成しております。

具体的には、景観形成方針、基準に沿って計画・設計するための手順や計画敷地の特性、周辺景観の読み解き方、特性に沿った景観配慮のための具体的な工夫などや協議・届出の手續の解説等を取りまとめたものでございます。景観計画を補完する位置づけとして作成しております。平成29年9月に作成し、これまで5回変更更新してきてまいっております。

今回の景観読本の変更は、大きく2つ内容がございます。

1つ目は、令和6年3月に景観計画変更の内容の反映でございます。2つ目は、前回の景観読本変更以降に実施いたしました景観施策、その他指定等の事例の反映でございます。

なお、ただいまからご説明いたします各変更箇所の詳細につきましては、先月2月28日に開催いたしました第13回景観形成推進方策検討部会におきましてご審議いただいた内容となっております。

それでは、資料に沿って順にご説明いたします。

資料左側、まず、令和6年3月の景観計画変更の内容の反映についてでございます。

1点目、1-1、景観計画区域の追加（まちなみ創造区域の創設）となっております。

御堂筋のうち、土佐堀通から長堀通の間は、御堂筋デザインガイドラインに基づく事業者等と本市との対話・創造による景観誘導により、良好なまちなみを形成してまいりました。こうした経過を踏まえ、既存の景観計画区域である「基本届出区域」と「重点届出区域」に加えまして、新たに「まちなみ創造区域」を定め、当該区間を「御堂筋デザインガイドライン地区」として位置づけました。

今回の景観読本の変更では、まちなみ創造区域に関する記載や図表等の追加を行います。

具体的な変更箇所につきましては、資料1-1-1をご覧ください。こちらは景観読本のうち、まちなみ創造区域に関して変更が生じる部分を抜粋したものでございまして、変更箇所を赤囲いしております。

なお、ページ数を資料下のほうに付しておりますので、よろしく申し上げます。

表紙及び目次は当該部分の変更となっております。

ページめくっていただきまして、1-1ページ及び1-4ページは、景観計画区域の説

明に「まちなみ創造区域」を追加いたします。

同様に、1－6から1－8ページは、建築物の建設や工作物の建設をする際の届出対象行為の説明に「まちなみ創造区域」を追加しております。

次に、1－46から47ページと1－91から96ページにつきましては、景観形成方針と景観形成基準に関しまして「まちなみ創造区域」を追加しております。

最後に、1－129ページ及び1－144ページは、景観計画区域ごとの景観形成の例を記載した部分に「まちなみ創造区域」の例を追加いたします。

以上が1点目、景観計画区域の追加、まちなみ創造区域の創設に関する変更点となっております。

なお、これらにつきましては、基本的に景観計画から転記したものやその解説となっております。

すみません、資料1にお戻りいただきまして、続きまして、資料左下、1－2、「御堂筋とその沿道」を『大阪を代表するエリア』へ位置づけに関してでございます。

景観計画では、大阪らしい眺望景観と夜間景観の形成を重点的に推進するエリアを『大阪を代表するエリア』として位置づけ、各エリアにおきまして、主要な視点場からの眺望・夜間景観を意識した景観誘導を行っております。既存の『大阪を代表するエリア』でございます「大阪城公園周辺」、「中之島等」、「ベイエリア」に加えまして、新たに「御堂筋とその沿道」を位置づけることにより、御堂筋が景観計画において特に重要なエリアであることを明確化いたしました。

今回の景観読本の変更では、「御堂筋とその沿道」に関する図表等を追加し、主要な視点場の設定を行うとともに、視点場から見た景観特性等を取りまとめております。

具体的な変更箇所につきましては、資料1－1－2をご覧ください。

変更及び追加する部分を抜粋したものといたします。変更箇所は赤囲いしております。

まず、1－10ページにつきましては変更箇所ございませんが、このページでは、景観形成に資する建築物や工作物を計画・設計するための手順をステップで解説する部分でございます。ステップ1、景観特性を読み解く際の着眼点の1つに主要な視点場を把握することを挙げております。今回の読本の変更におきまして「御堂筋とその沿道」の例を追加いたします。

次の1－19ページは、ご覧ください、景観計画と同じ図表となりますが追加しております。

次に、1-28ページをお開きください。

御堂筋とその沿道における主要な視点場と配慮すべき主要な景観資源を取りまとめたものになります。

まず、主要な視点場の設定にあたりまして御堂筋の景観形成の特性を踏まえ、大きく2つの考え方により整理いたします。1つ目は、表上段の①から④に示すとおり、特徴的な眺めを捉える視点場として、特定の地点を設定するものです。2つ目は、表下段の⑤に示すとおり、御堂筋を見通す眺めを捉える視点場として、歩道や交差点からの近景、中遠景など御堂筋と沿道敷地との関係性に着目して視点場の設定例を示すものです。

また、配慮すべき主要な景観資源を表の右端の欄に記載しております。上段の特徴的な眺めを捉える場合には、御堂筋、淀屋橋、道頓堀、南海ビルを挙げております。また、下段の御堂筋を見通す眺めを捉える場合には、御堂筋を構成する要素といたしまして、イチヨウ並木や高さ50メートルの軒線、沿道建築物として都市景観資源となっております建築物などを挙げております。

1-29ページ以降が、今申し上げました①から⑤の各視点場について眺望景観・夜間景観の分類及びその視点場から見た景観特性を取りまとめたものとなっております。

景観計画では、眺望景観を高所から俯瞰した「見渡す眺め」、道路や河川などの軸的な「見通す眺め」、特徴的な単体施設を捉えた「ランドマークへの眺め」の3つの眺めに分類して捉え、また、夜間景観につきましては、高所から広域に捉える「俯瞰するあかり」、水面に映る「水辺のあかり」、地区や通りの「境界のあかり」、単体施設の「個のあかり」の4つのあかりに分類して捉えております。

まず、視点場①でございますが、こちらは高層ビルのロビー空間から俯瞰的に見渡すものでございます。

続きまして、1-30ページの視点場②は、淀屋橋や道頓堀橋といった橋の上から水辺を感じながら御堂筋とその沿道を見渡すものになります。

次に、1-31ページは難波エリアになりますが、視点③では、アイストップとなるランドマークである南海ビルを御堂筋から見た眺めになっております。

ページ下段の視点場④では、たまり空間であるなんば広場から御堂筋と沿道建物のまちなみ景観を捉えるものになります。

次に、1-32ページに視点場⑤、御堂筋を見通す眺めとしての視点場の設定例を示す図を掲載しております。図の下に注釈をつけておりますが、御堂筋と沿道敷地との関係性

に着目して設定する例として示すものでございまして、特定の地点を示すものではございません。

1-33 ページ以降が各視点場の説明となります。

まず、歩道からの眺めで、歩道と一体となった低層部のにぎわいを近景で捉える視点場です。土佐堀通から中央通間の上質なにぎわい、心齋橋周辺の高級なにぎわい、難波周辺の個性豊かなにぎわいといったエリアの特性を捉えるものになります。

次に、1-34 ページの上段は、歩道からの眺めで連続した壁面線を中景で捉える視点場です。先ほどの視点場よりは広くまちなみ景観を捉えるものになります。

ページ下段は歩道からの眺めで、中高層部の連続した軒線・まちなみを建物の反対側の歩道から中景で捉える視点場です。高さ50メートルの軒線や壁面の統一感あるまちなみを捉えるものになります。

次に、1-35 ページは、歩道からの眺めで、低層部・中層部から成るファサード構成を建物と反対側の歩道から正面に広がる中景で捉える視点場です。

続きまして、1-36 ページ、上段は歩道からの眺めで、東西道路につながる街角を近景で捉える視点場です。御堂筋沿道低層部の上質で個性豊かなデザインが東西方向の通りに回り込んでいるまちなみを捉えるものになります。

下段は道路空間からの眺めを中遠景で捉える視点場です。4列のイチョウ並木や質の高い沿道建築群、高さ50メートルの軒線によるスカイラインを中景で捉えるものになります。

最後に、1-37 ページの上段は、御堂筋及び東西方向の通りへとつながるまちなみの眺めを中景で捉える視点場です。落ち着きと風格あるまちなみの広がりや東西方向の通りへと奥行きのあるまちなみを捉えるものになります。

ページ下段は、東西方向の通りから御堂筋への眺めを近中景で捉える視点場です。御堂筋沿道低層部のにぎわいが東西方向の通りへと回り込み、御堂筋の気配を感じられるまちなみを捉えるものになります。

以上が御堂筋とその沿道の景観特性を捉える主要な視点場の考え方でございます。

続きまして、夜間景観ガイドラインの変更につきましてご説明いたしますが、ページが飛びまして、7-4 ページをご覧くださいませ。

夜間景観ガイドラインは、景観計画の夜間景観形成に関わる内容の解説や具体的な照明手法の解説とともに、良好な夜間景観づくりの工夫例などを紹介するものとなっています。

今回、大阪を代表するエリアの特性を生かす照明手法の解説に御堂筋とその沿道を追加いたします。

7-4 ページは、図表、文言、写真の追加となっております。

次に、7-24 ページのタイトルは「4つのエリア」に改めまして、7-33 ページから7-35 ページに、御堂筋とその沿道につきまして、他のエリアと同様に①エリアの夜間景観の特性、②エリアの魅力を高める照明手法、③夜間景観形成基準に関わる照明手法等の3つの観点から、エリアの特性を生かす照明手法等を解説しております。

資料1-1-2に関する説明は以上となります。

再び資料1にお戻りくださいませ。

続きまして、資料右上、1-3、道路と沿道敷地が一体となった御堂筋の景観誘導についてご説明いたします。

現在、御堂筋では、車中心から人中心のストリートへの転換を目指し、「側道歩行者空間化」に取り組んでおり、その整備に関しまして令和6年3月に策定された「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」、通称「みちガイドライン」を景観計画における景観重要公共施設（御堂筋）の整備に関する事項及び占用等の許可の基準に関連づけ、道路と沿道敷地が一体となった御堂筋の景観誘導を進めております。

今回の景観読本の変更では、景観重要公共施設の御堂筋における「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」への追記を行います。

資料1-1-3をご覧ください。

変更箇所を赤囲いしております。

4-2 ページの景観重要公共施設の整備に関する事項及び4-4 ページの占用等の許可の基準に景観計画に記載の「みちガイドライン」を関連づける部分の追記をしております。

また、4-5 ページに、「みちガイドライン」の概要を追記するとともに、4-6 ページでは、例示写真といたしまして、「みちガイドライン」に掲載されております分電盤やパークレットの写真など、写真を追加しております。

資料1-1-3に関する説明は以上となりまして、資料1に再びお戻りください。

資料右側、続きまして、大きな2つ目の内容として今回反映いたします前回の景観読本変更以降に実施いたしました景観施策、その他指定等の事例の反映でございます。

まず、2-1、一時広告物の取扱いについてご説明いたします。

大阪市では、イベント開催による集客力強化の機運の高まりや、にぎわい形成に資する

広告物掲出に係る需要の増加に対応するため、令和6年11月1日付で暫定利用やイベント対応時における広告・サインといった一時広告物についての取扱いを定める「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を改正いたしました。今回の景観読本の変更では、この要綱改正を踏まえました一時広告物基準の解説を追加いたします。

資料1-2-1をご覧ください。変更箇所を赤囲いしております。

2-24ページは、景観計画に記載の一時広告物の取扱いについての記載内容とその解説となっております。2-25ページ以降が新たに追加する一時広告物基準の解説となっております。

1-26ページと27ページでは、要綱で定めております表示等の基準、2-28ページでは、手続のフローを記載しております。

要綱では表示の目的、期間、場所、内容及びその他配慮事項を規定しております。これらについてそれぞれ分かりやすく解説を記載しております。

なお、この記載内容につきましては、令和6年9月に開催いたしました第68回都市景観委員会でお示ししました資料を引用したものとなっております。

資料2-1に関する説明は以上となりまして、再び資料1にお戻りください。

次に、2-2、景観重要建造物についてご説明いたします。

景観重要建造物は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物として景観法に基づき景観行政団体の長が指定することと定められており、大阪市では、令和5年3月30日付で「大阪城天守閣」を景観重要建造物に指定いたしました。

今回の景観読本の変更では、景観重要建造物に関する解説を新たな章として追加いたします。

資料1-2-2をご覧ください。

景観計画に定めます景観重要建造物の指定方針や指定基準を記載いたしますとともに、大阪城天守閣の指定理由などを記載しております。

資料2-2に関する説明は以上となります。すみません、資料行ったり来たりしますがもう一度、資料1にお戻り願います。

次に、2-3、地域ルールの事例についてご説明いたします。

大阪市では、景観法によらない独自の取組としまして、地域との協働による景観まちづくりを推進しており、推進団体の認定や、自主ルールづくりの支援及び自主ルールの認定を行っており、これまでに2つの推進団体を認定し、各団体が策定した自主ルールを「地

地域景観づくり協定」として認定しております。また、景観法の規定に基づき、1件の「景観協定」を認可しております。

今回の景観読本の変更ではこれらの事例を追加いたします。その内容が資料1-2-3になっております。ご覧ください。

地域景観づくり協定につきまして、現在大阪市が認定しております2件の事例を紹介しております。

まず、6-10ページが、令和2年に認定いたしました「御堂筋本町北地区 広告・サインに係る地域ルール」でございます。

次に、6-11ページが、令和4年に認定いたしました「道修町通地域景観づくり協定」です。

6-12ページは、景観法に基づく景観協定の事例として、平成25年に認可いたしました「心齋橋筋景観協定」の概要を記載しております。

資料1-2-3に関する説明は以上となります。

最後に、資料1にお戻りくださいます、すみません、右下であります。

その他といたしまして、章の構成の見直しですとか、掲載写真の更新、文言整理等を併せて行っております。

長くなりましたが、議題(1)大阪市景観読本の変更につきまして、説明は以上でございます。おおむね景観計画の反映や事例の紹介となっておりますが、資料1-1-2で説明いたしました「御堂筋とその沿道」を『大阪を代表するエリア』へ位置づけにおいて追加しました視点場の設定等の部分につきましては、今回新たに整理したものでございますので、この点を中心にご意見いただければと存じております。

なお、今後の手続なんですけれども、本日の委員会のご意見を踏まえまして、この変更案を確定し、本市ホームページでの公開に向け手続を進めてまいりたいと考えております。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○中嶋委員長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

高岡先生、お願いします。

○高岡委員

質問ですけれども、今回、新たなカテゴリーとしてまちなみ創造区域というものが設け

られて、そこに御堂筋が入るということですが、このまちなみ創造区域というのは、今後も新たな区域が増えていくという想定なのか、あるいは御堂筋のために新たに設けた、御堂筋のためだけに設けたという位置づけなのか、そこを確認させていただいてよろしいでしょうか。

○中嶋委員長

いかがでしょうか。

○事務局（辻）

まちなみ創造区域に関しましてのご質問ということで、今回、まちなみ創造区域につきましては、これまで御堂筋デザインガイドラインを含め、事業者等と本市との対話によりまして、事業者の創意工夫を生かして景観誘導を行ってまいりました御堂筋に関しまして、運用開始から約10年を経てその実績が蓄積されてきたということを踏まえまして、新たに景観計画の中に位置づけさせていただきました。

今後のお話ということなんですけれども、御堂筋と同様に、例えば要綱やガイドラインを基に事業者との対話で創意工夫により景観形成に取り組むエリアが出てくれば、新たな区域として追加指定する可能性はあると考えておりますけれども、現時点での候補というのはないということではと考えております。

以上でございます。

○中嶋委員長

いかがですか。大丈夫でしょうか。

○高岡委員

ありがとうございます。

○中嶋委員長

そうですね、御堂筋はエリアマネジメントによる景観まちづくりが成熟してきたため、まちなみ創造区域とすることになりました。同様のエリアは今のところはないということですが、第2弾、第3弾となるエリアが増えてくるといいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

岡井先生お願いします。

○岡井委員

景観読本の内容ではありませんが、前回、一時広告物の取扱いを変更されたと思います。

その後、今までだとできなかったものが、この改正によってできた一時広告物というのはどんなものがあったのかというのを、もしお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○中嶋委員長

事務局、よろしくお願いします。

○事務局（辻）

11月に要綱を改正いたしまして、一時広告物については、基準適用除外するというような形で協議を進めております。それ以降、11月からこれまで期間がまだ短いので、実際あった事例といたしましては、光の饗宴ですとか万博機運醸成関連のイベントなど、あとイケフェス関連、おおむね公共公益目的の一時広告物でございまして、掲出期間もそのため1か月超となっているようなものですが、そういったものを受付させていただいております。

○岡井委員

ありがとうございます。

○中嶋委員長

一時広告物については今までより柔軟な対応となりましたが、改正後、どのような一時広告があったかについて、何か写真などありますでしょうか。

○事務局（辻）

すみません、1件、イケフェス関連のアートイベントの一時広告物を、ちょうど御堂筋の淀屋橋の交差点のところに掲出した事例がございまして、そちらの写真が今、画面で見させていただいております。こちらなんですけれども、工事用の仮囲いを利用いたしまして、イケフェスのイベント時に参加者がシールを用いてこういったアートを作成いたしましたものを、仮囲いのほうに大きく掲出していただいておりますような内容になっています。

こちらも12月末頃から4月上旬の予定だったんですけれども、工事の関係でちょっと2月末で既に撤去されてしまっておるんですが、約2か月間ぐらい掲出されておりました。

○中嶋委員長

動き出したばかりのものなので、こういう事例を丁寧に集めて、問題がないか、改正の効果はあったのかについて、しばらくモニタリングをしていく必要があると思います。

今、ご説明いただいたものと、むしろ効果的に使っていて、にぎわいとか大阪らしさに寄与していると思います。いい効果が得られるということでしたら、さら

なる展開をあるかと思っております。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

事務局からもございましたが、今ご説明いただいたものは、それぞれの部会で既にご審議いただいているものがほとんどです。ただ、資料の1-1-2は今回、新たに出てきているものでございます。ここでできましたらご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。いろんな例示をしていただいて、御堂筋の景観の沿道の景観について、こういう形で考えていただきたいとか、シミュレーションしていただきたいというような資料となっております。お願いします。

○岡井委員

いいですか。

○中嶋委員長

はい、おねがいします。

○岡井委員

前回の部会のおきからいろんな例が示されていて、非常に分かりやすくなったかなと思いますが、これあくまでも例で必ずここじゃないといけないという話ではないということなので、そのことを明記している部分というのはございますでしょうか。例えば、これは何か例なので、この考え方に沿って、確認をしてくださいたいな、何かそういう記述があれば、教えていただけますでしょうか。

○中嶋委員長

お願いします。

○事務局（相本）

ご説明いたします。

資料の1-32ページの配置図のところの下に米印で追記をいたしました。この上の図、それから、その次のページから続きます、場所を示すような図、これは御堂筋を見通す眺めを捉える視点場の設定例として、御堂筋と沿道敷地の関係性に着目をしたものであり、特定の地点を示すものではありませんという形に注記を入れまして、あと、地図につきましても白地図、建物名称が入らないものでそういうものを表現しようと考えております。よろしくおねがいいたします。

○中嶋委員長

いかがでしょうか。

事業者にしっかりと伝わるような形でお知らせいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

適切ではない言葉とか写真とか、あるいは欠けている視点とかがありましたら、ご指摘、ご意見いただければと思います。

高岡先生、お願いします。

○高岡委員

これ質問なんですけれども、1-29の代表的な視点場から見た景観特性の「①高層部のロビー空間から見渡す眺め」の、この「ロビー空間」が意味しているところなんですけれども、これは不特定多数の人が行って眺めることができる場所という理解でよろしいでしょうか。というのは、ただオフィス空間の中から見ただような眺めはこの中には入っていないという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○中嶋委員長

お願いします。

○事務局（相本）

そうです。視点場は、やはり不特定多数の人が入れるところからというものを選定しておりますので、今回のこの2点についても誰でも入れる場所を選んでおります。

展望台ということではないんですが、オフィスビルのこの一番左の、まず左の堂島浜タワーを例示に挙げていますが、これも不特定多数の人が入れる場所、右が大阪梅田ツインタワーズ・ノース、阪急百貨店の上のビルなんですけれども、こちらも誰でも入れる場所ということで選定しております。よろしく願いいたします。

○中嶋委員長

いかがでしょうか。

○高岡委員

これ仮に、今後、例えば屋上みたいな場所が登場したときに、それはこのロビー空間に含まれるのかどうかという判断についてはどうでしょうか。

○中嶋委員長

お願いします。

○事務局（相本）

屋上につきましても、誰でも入れるところであれば含めていきたいと思っております。そのときにちょっとロビー空間という言葉が適切かどうかにつきましては、ちょっと再考

の必要があるかなとは思っております。

○高岡委員

それについてはそれに該当するような事例が出てきたときに、もう一度考えるというようなことですかね。

○中嶋委員長

どうぞ。

○事務局（相本）

はい、そうさせていただきます。

○中嶋委員長

その場合は1-29のところは、単にロビー空間じゃなくて、誰でもがアクセスできる空間といった文言が必要ではないかというご指摘かと理解しました。

○事務局（相本）

はい、そうですね。そうしましたら、ちょっと文言を追加して。

○高岡委員

そうですね。おっしゃっていただいたとおり、例えばホテルなんかが登場したときに、それが不特定多数の人が行けるのか、宿泊者しか行けないロビー空間なのか、ちょっと迷うようなものも出てくるような気もいたしますので。

○事務局（相本）

分かりました。

視点場の考え方を解説するところには、公共的な空間、というのは入れているんですが、ちょっとここに直接書いたほうがより伝わるかと思いますので、不特定多数の人が入れる空間としてというのを、ちょっと追記をさせていただこうと思います。

○中嶋委員長

公共空間に限らず、誰でもがアクセスできるということを想定されているということですね。

○事務局（相本）

はい。

○中嶋委員長

はい、分かりました。

ほかにいかがでしょうか。ウェブでご出席の先生方いかがでしょうか。何かございます

でしょうか。

○清水委員

すみません、清水です。1点だけよろしいでしょうか。

○中嶋委員長

お願いします。清水先生。

○清水委員

ありがとうございます。

文言ではないんですけれども、ここに掲載していただいている写真というのは、非常に今後イメージを想起させるのに重要な役割を果たすかと思うんですね。出すときには、大変申し訳ないんですけど、例えば今ご提示いただいている右下の写真であったりというのは、ちょっと何か不鮮明であったりですとか、どこをメッセージとして伝えたいのかというのがちょっと分かりづらいような写真が、ほかにも水辺空間のところで、川とのところですね。はい、ありがとうございます、こちらもそうなので。私としてはちょっと分かりづらいなと思いました。

これは事前説明のときにもお伺いしたんですけれども、随時差し替えはいいものがあればというふうに伺っていますけれども、ぜひとも掲載する写真については見直しをお願いできたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中嶋委員長

事務局お願いします。

○事務局（辻）

ご指摘ありがとうございます。写真につきましては随時いいものができたら、差し替えの対応等もしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○中嶋委員長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、福田先生、お願いします。

○福田委員

ありがとうございます。

それぞれの項目の景観の分類の下に景観特性とあるんですけど、これは昼間と夜間と両方とも指している説明になるんでしょうか。というのは、大体どちらでも読めるかなと思っていたんですけど、1-36の下の方の項目、これ景観特性を読むと、どちらかとい

うとこの眺望景観、ビスタ景的なことしか書いていなくて、境界のあかりのことはちょっとあまり触れられていないなど、全く触れられていないなどというふうに思いました。

この御堂筋の夜間景観については、例えば7-33も、今配付していただいた後ろのほうですけれども、そこにも詳しく書かれている部分があるので、そのあたりちょっと拾いながら景観特性のところに加えてはどうかなというふうに思いました。

以上です。

○中嶋委員長

はい、ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

景観特性の文章に夜間景観についても触れる文書をつけたほうがよいのではというご意見です。

○福田委員

つけたほうがいいか、もしくは、この1-36の下のほうだと、見通す眺めというのと境界のあかりと、またちょっと性質が違うものだと思うので、境界のあかりというか、夜間に触れないのであれば境界の景観的な話を特性の中に入れたほうがいいかなというふうに思いました。

○中嶋委員長

はい、ありがとうございます。

事務局としては、どういう趣旨でこの特性の文章を書かれていらっしゃいますでしょうか。今、1-36を例に挙げていただいています。ほかにもあるかもしれませんね。

○事務局（相本）

はい、そうですね。あるかもしれません。

1-36のところ、ご指摘いただいたところは、ちょっと夜間景観についての記載は確かにちょっと不足しているかなと感じております。

今ご指摘いただいた夜間景観ガイドラインのところ、7-33ページのところ、ビスタ景の演出ということで、「シンボリックなあかりによるビスタ景を創出しましょう」と書いておきまして、その根幹となるのが「低層部のにぎわいや壁面が一体となり」というところが一つの要素になりますので、境界のあかりとしつつ最終的な景観の特性としては、ちょっと文言を「シンボリックなあかりによる」とか何か少し追加を検討しようかなと思いますが、いかがでしょうか。すみません。

○福田委員

はい。

○事務局（相本）

ありがとうございます。

○中嶋委員長

そうですね、特性のほうに書き込んでいただくと、かなり見直さなければいけない箇所が増えてくるかもしれませんね。あかりについて触れられているのは、そんなには多くないように思います。

○事務局（相本）

そうですね。一つはこの読本の構成として、夜間景観について、主に夜間景観ガイドラインという7章のほうに飛んでいるところもありますので、ちょっとそこに飛ぶような表記の仕方も工夫が必要かなとちょっと感じております。

○福田委員

その1-36の上のほうだと、近景ではありますけれども「低層部の上質で個性豊かな」とか、そういう言葉というのは夜間景観の個のあかりとかにもつながる話なので、そのあたりうまく表現されたらいいかなという気はします。夜間は夜間で後ろにありますので。

○事務局（相本）

はい。分かりました。

そしたら、それぞれのところに夜間景観の文言を全部入れるというのではなく、夜間景観の特徴にちゃんとつながる言葉が含まれているかというのを……

○福田委員

そうですね。はい、そうです。

○事務局（相本）

再度チェックしまして、必要な修正については検討していきたいと思います。

○福田委員

はい。

○事務局（相本）

ありがとうございます。

○中嶋委員長

ありがとうございます。

その視点から1-28以降を見直していただければと思います。お願いいたします。
ほかにいかがでしょうか。

資料1-1-2についてのご意見をお伺いしていますが、全体を通してでも結構ですので、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○山口委員

すみません。今、手を挙げさせていただいています、山口です。

○中嶋委員長

山口先生、お願いします。

○山口委員

よろしいでしょうか。

○中嶋委員長

はい、お願いします。

○山口委員

今回、資料1-2-3のほうで地域ルールの方が追加されることになりまして、現在大阪市では2件の地域景観づくり協定を認定されているということで記載があるんですけども、先ほどご説明にもあったエリアマネジメントがかなり定着して広がっていっている中で、実際実態としては、ミナミにしても長堀のほうにしても何かするときには地元さんとの協議をしたり、今回、後ほどお話はあるかもしれませんが、難波のほうのデジサイの話も地元との協議をやりながら進めていくというような形で、今進んでいるというふうに認識しているんですけども。

先ほど示していただいた各視点場からのそういったものを重視していくというのは、もちろん進めているということでもいいと思うんですけども、地域の中でどういう景観形成を、地元を通して民間とか地権者さんとか、そういうエリアマネジメント団体さんの意向も反映しながら景観形成していくというのは今後ますます重要になっていく中で、ちょっと地域景観づくり協定が2件というのは寂しいような気もしていて、このあたりどういう形で今後進めていけばこれがさらに拡充されるのか。それとも何かこう拡充しない理由があるのか。そのあたり少しちょっと気になったので、このあたりは今後の課題になるかもしれませんけれども、また教えていただければと思います。

以上です。

○中嶋委員長

はい、お願いします。

○事務局（相本）

ありがとうございます。

まだ2件しか協定の例はございませんが、この協定の認定に至る前にまず団体づくりですとか、そういったところから始めていただくというステップを踏んでいただくことになりまして、既存のエリアマネジメント団体さんにこの制度を紹介したりとか、そういったところは取り組んできているところがございます。もう少しこういったものを活用していただければいいなとは思っております。ありがとうございます。

○中嶋委員長

はい、よろしいですか、山口先生。

○山口委員

はい、大丈夫です。すみません。

○中嶋委員長

景観読本に掲載していただくことで、認定の制度があることを知っていただいて、認定を目指していただくところが増えていくとありがたいというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

岡井先生、お願いします。

○岡井委員

すみません、ちょっと小さいことですが、今の地域ルールのところでは地域景観づくり協定と景観協定と両方載せていただいています。これ順番は何でこの地域景観づくり協定が先になったのでしょうか。

○事務局（辻）

この掲載の順番なんですけど、実はすみません、1-2-3は抜粋ページとなっております。例えば読本の中には、この事前に地域景観づくりのすすめということで各ステップを掲載しております。先ほど申しましたように、例えばまずは団体認定を目指しましょうとか、団体を認定されましたら地域景観づくりの協定の認定に進みましょうとか、今回の地域景観づくり協定につきましては、景観法に、法的なものにはよらない条例に基づくものになるんですけれども、さらに実効性を高めるためには景観法によります景観協定とか、あと建築協定、地区計画といったものの法的な制度のステップアップの流れでお示しているものがございますから、その流れを踏まえまして、時系列については若干逆には

なっておるんですけれども、まずは景観づくり協定をご紹介していただいた後に、ステップアップしたものということで景観協定の事例を次にお示しするような形を取らせていただきました。お願いいたします。

○中嶋委員長

大丈夫ですか。

○岡井委員

はい、分かりました。

○中嶋委員長

今、地域ルールのところを言っていたので、私からは、この3つの団体の紹介が文字だけなので、活動がイメージしにくいと感じました。、実際どういう活動をされているのかは、写真等があるほうがイメージしやすいと思います。

さらに細かいことですが、タイトルのところに「地域ルールの事例」と書いていて、その下の項目にも「地域景観づくり協定の事例」とあり、ページめくって6-12にも「景観協定の事例」とあります。「事例」、「事例」とあるので、もし最初の「事例」を使う場合、後は「事例」を取ったほうがすっきりすると思います。細かいところで申し訳ありませんが、ご検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。何か気になるところとかありましたら。全体を通してでも結構ですので、ご意見をお願いします。

私のほうからは、景観のルールづくりが充実していく中で景観読本がすごく厚くなっています。それは大阪市の景観政策、制度の充実、あるいは民間の活動が成熟してきたことを示すものだと思いますが、一方で厚くなるにしたがって使いにくさが出てきます。非常に充実したものとなっていますので、できるだけ見る方側の立場に立った工夫も編集にあたってはお願いできればというふうに思っています。

よろしいでしょうか。

先生方からご意見いただきまして、微修正調整していただく箇所というのが幾つかありました。本日委員の皆様のご意見を踏まえまして、修正は事務局と私のほうで確認させていただくということでよろしいでしょうか。

そうしましたら、私と事務局のほうで連携していきますので、よろしくお願いします。

議題（1）が終了しましたので、一旦事務局へ進行をお返します。

【議題（２）、（３）については非公開】

○事務局（相本）

本日は貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

議題（１）につきましては少し修正点もございますので、引き続き、委員長とご相談しながら進めてまいりたいと思います。

これをもちまして、第６９回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。